

## 平成26年度決算外二件(省庁別審査・国会、会計検査院ほか)

## [議事録 3/3]

## ・委員会会議録の補足掲載

衆議院委員会会議録で補足掲載をやめた理由

法規と先例の重み

## ○吉川沙織君

そこで、今まで補足掲載された例と、それに伴うこれまであり得なかった例について、特に参議院事務総長についてそれを伺ってまいりました。速記を補足掲載の中で起こしてしまったり、附帯決議を行ったとしたり、その内容が読めなかっただけという例を概観してまいりましたが、逆に速記不能の箇所があっても補足掲載しなかった例というのもあると思いますが、その総件数について、参議院に伺います。



## ○事務総長(中村剛君)

お答えいたします。

速記不能の箇所があっても会議録に補足掲載をしなかった例、これは過去遡って24件ございます。

## ○吉川沙織君

補足掲載しなかった例は24件。恐らく様々なキーワードがあると思います。議場騒然であったり、聴取不能であったり、発言する者であったり、そういうことがあると思いますが、恐らく今のは何らかの前提条件を置いて24件と出しているはずなんですが、その検索用語は何かございますか。



## ○事務総長(中村剛君)

御質問の答えになっているかどうかちょっと分かりませんけれども、聴取不能であって補足掲載していない例、補足掲載するかしないかは先生方の御判断でありますけれども、例えば、議場騒然であってもところどころ速記が聞き取れる部分があるとか、そういう部分に関しては補足掲載をしていないという例が多いなど

思っております。

### ○吉川沙織君

今、参議院事務総長は 24 件とだけおっしゃったんですが、これは検索する際に、私も自分でいろいろ検索してみました。キーワードで出てくる件数が違うものですから、恐らく何らかの前提条件、例えば、今回は聴取不能と記載があった会議録で検索したら 24 件程度だと思うので、それを確認したいという趣旨で質問を申し上げたので、それはそういうことでよろしいですね。

### ○事務総長(中村剛君)



会議録の中には、聴取が不能で「……」と書かれているだけのこともあります。それを検索で見付け出そうとしても、なかなかできるものではありません。実は、24 件と申し上げたのは、私どもの職員が悉皆調査をして、補足掲載されていない、それでなおかつちょっと聴取不能であった部分について、一つ一つ確かめたその数字でございます。

### ○吉川沙織君

会議録に補足掲載しなかった例を引く際に、聴取不能と記載があった会議録を対象に今回調べたということでよろしいかと思いますが、ここで、会議録における聴取不能とは一体何なのでしょうか。

例えば、昨年 9 月 17 日の平和安全特委の補足掲載される前段のところを見ますと、「(発言する者多く、議場騒然、聴取不能)」、これで「[委員長退席]」となっています。



委員会室では何にも聞こえなかったということを意味しているものだと思いますが、会議録における議場騒然や聴取不能とは何を指すのかについて、参議院に伺います。

### ○事務総長(中村剛君)

会議録には、そもそも、会議の状況を明らかにするために、例えば「発言する者あり」とか、「賛成者起立」とか、あるいは「速記中止」とか、最小限の状況を補足的に書き込んでおります。

「議場騒然」というのは議場の状況を明らかにする文言の一つだと思いますけれども、議場が騒然としたた

め正規な発言を聴取することが困難な状況を示すものと思っております。また、「聴取不能」とは会議における発言が聴取できない状況を示すものでございます。全ての発言が聴取不能の場合は、この二つを組み合させて、「議場騒然、聴取不能」と書く例でございます。

以上です。

### ○吉川沙織君

何も聞こえない状況、つまり、「議場騒然、聴取不能」と組み合わされれば全く何にも聞こえないということだと思いますが、後世に参照され続ける記録として、補足掲載の範囲、もちろん議長や委員長の権限を前面に押し出して、それを妨げるものはありませんが、ただ、この範囲というものは限度があつてしかるべき、議論があつてしかるべきものではないかと思います。

ここで衆議院に伺います。先ほどの答弁によれば、衆議院における補足掲載の直近の例は昭和44年7月24日の文教委員会まで遡ります。つまり、衆議院においては、昭和44年以降、会議録の補足掲載を行っていないということにも読めますが、なぜ衆議院は会議録の補足掲載、やめたんでしょうか。

### ○衆議院事務総長(向大野新治君)

お答えさせていただきます。



この理由につきまして確定的なことはちょっと申し上げられないんですが、この文教委員会の2年後に、67回国会、これは昭和46年11月17日なんですが、沖縄返還協定特別委員会でやはり同じように速記不能の箇所がありまして、これを、公報の委員会経過を転載するかどうかということでやっぱり議論になりました、最終的にはもうそれは載せないという形になりました、恐らくこれが一つの先例になつたんじゃないかなと思います。

### ○吉川沙織君

聞き取れない以上はそれは補足掲載をしない、どちらにしても委員長の権限で審査報告書が出れば本会議に上がっていくわけですので、後世に参照され続ける記録を正確に残すのであれば、そういうことも一考に値するのではないかと思います。

また、今まで補足掲載をした例、しなかった例について



て聞いてまいりましたが、昨年の会議録に係る件でもう一点、確認をさせていただければと思います。

参議院委員会先例録 280、「派遣委員は、調査の結果について報告する」とありますが、地方公聴会のための委員派遣を行った場合において、派遣委員の報告が行われないまま議案の採決が行われた例について、参議院に伺います。

### ○事務総長(中村剛君)

今御指摘の例でございますけれども、昨年の 9 月 17 日の例が一例です。以上です。

### ○吉川沙織君

衆議院委員会先例集 216、「派遣委員が、調査報告を行う。」、これは衆議院の先例集に書かれています。実際、衆議院平和安全特別委員会では、平成 27 年 7 月 6 日に 2 班に分かれて委員派遣が埼玉と沖縄に行われて、7 月 8 日に委員派遣の報告聴取が行われています。



我が参議院においては、昭和 60 年 5 月、議院運営委員会理事会において「議員派遣の問題に関する議院運営委員会報告書」をまとめ、その中で委員派遣の改善を決定しています。「各委員会は、委員派遣の結果について、委員会において口頭報告を行い、さらに、政府に対し質疑を行い、参考人等から意見を聴取するなど、委員派遣の成果を国政に反映させ、立法その他に資する。」としたにもかかわらず、昨年は、残念ながら委員派遣の報告が行われないまま議案の採決が行われてしまった初めての例となってしまったわけあります。

先ほどの答弁において、会議録の補足掲載で附帯決議を行ったと書いた例は昨年 9 月の平和安全特委一例のみということが明らかになったところです。参議院委員会先例録 170、「委員会において決議を行ったときは、所管の国務大臣等が所信を述べるのを例とする」とありますが、附帯決議を行ったと補足掲載した昨年 9 月の平和安全特委では、どのように映像を確認しても、附帯決議が行われたとされたとする後の映像を見ても、大臣が立ち上がって何かしゃべっているような絵はどうやっても確認できませんでした。

例えば、事実の事例で結構ですが、過去、附帯決議が行われた後で国務大臣が所信を述べなかつた例というのがあれば教えてください。

## ○事務総長(中村剛君)

過去に遡って調べましたが、第 58 回国会と第 68 回国会、この二例しか見付かりませんでした。以上です。

## ○吉川沙織君

基本的に、附帯決議が行われれば、所管の大臣が、決まり切った文言ですけれども、一応決意を述べるということになっています。



また、我がハウスにおいて、今年に入ってから参議院本会議で北朝鮮に対する抗議決議を二回、全会一致で行いました。決議案可決した後、ここにいらっしゃる議員の皆さん御記憶あると思います、総理が所信を述べています。これは参

議院先例録 362 に、「議院の会議において決議案が可決されたときは、国務大臣が所信を表明するのを例とする」、この先例に倣って、総理が抗議決議が全会一致で可決された後、所信を述べているわけありますので、昨年 9 月の平和安全特委ではその所信が述べられていないという蓋然性が高い以上、このような例は繰り返されるべきではないと思います。

立法府に身を置く議会人は、議会の先人の知恵で積み上げられてきた法規、先例を大事に議会運営に携わるべきであると考えます。もちろん、法規と違って、先例は時代によって変わっていく側面もあるでしょうし、墨守するものでもないと思います。しかし、先例は法的拘束力はないものの、これまでの議事運営の積み重ねであり、議会の先人の知恵の結果であり、十分尊重すべきものであると思っています。

最近は、どちらかといえば政略的配慮を優先し、先例をないがしろにする傾向があるのではないかと思っています。民主主義だから過半数を得れば何でもできるとしてしまう新自由主義的発想での議会運営は、その都度態度を決めればいいとするルールなき議会運営につながるおそれもはらんでいると思っています。

今回答弁をいただいた中で、去年の 9 月の例が一例のみであるという、こういう例が残念ながら多うございました。またいすれ、参議院委員会先例録や参議院先例録が編集されるときが来ると思います。恐らく、このような例は先例録に載せるべきものではないと思いますが、議会の歴史の中で前例として残ってしまうと思います。このような例は繰り返すべきではないという思いを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。